

# KYOTO STEAM－世界文化交流祭－ 広報等業務 委託仕様書（案）

## 1 業務名称

KYOTO STEAM－世界文化交流祭－ 広報等業務

## 2 委託目的等

「KYOTO STEAM－世界文化交流祭－」（以下「フェスティバル」という。）を広域的かつ幅広い層に広報し、多くの人々に情報を到達させるとともに参加の機運を醸成し、市民及び旅行者等の積極的な参加につなげる。また、協賛及び寄付等を通じて、京都をはじめとする企業、団体等との多様な連携及び協力関係を形成する。

## 3 業務内容

次に掲げる事項を、いずれも KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下「実行委員会」という。）と十分協議し、調整のうえ実施すること。

なお、英語の掲載等が必要なものについては、実行委員会が別途契約する事業者によって翻訳された文章を受託者に提供する。

### (1) 印刷物作成

#### ア 総合リーフレット

【仕様】A4（両面カラー・6ページ（三ツ折））、日本語表記、簡易校正1回  
100部ごとに合紙、1,000部ずつクラフト梱包

【部数】20,000部

【内容】フェスティバルの詳細を広報するプログラム

【納期】令和3年1月発行予定

#### イ ポスター

【仕様】①B2（片面カラー）、簡易校正1回

②B3半面（片面カラー）、簡易校正1回

【部数】①100部

②11,000部

【内容】フェスティバルの開催を告知するポスター

【納期】令和2年1月発行予定

#### ウ 報告書

【仕様】A4（両面カラー・40ページ）、日英表記、簡易校正2回

【部数】1,000部

【内容】フェスティバルの開催結果を広報する報告書の作成

【納期】令和3年3月発行予定

(2) コンセプト動画及び公式ウェブサイトの作成・運用

ア コンセプト動画

昨年度作成したコンセプト動画を今年度版に改編する。なお、昨年度のコンセプト動画は実行委員会から提供する。

【再生時間】 60秒

【内 容】フェスティバルのコンセプト及びイメージを紹介する動画の作成

【公開予定】令和2年9月

【備 考】完成後は公式ウェブサイト（1-(2)-イ）で公開

イ 公式ウェブサイト

【作成ページ予定数】PC版：日本語（20ページ）、英語（8ページ）

スマホ版：日本語（20ページ）

【更新予定】大規模更新各2回（令和2年9月公開・令和3年1月公開を予定）  
及び中小規模更新各20回

【備 考】

- ・サーバを用意し、現在のアドレス（<https://kyoto-steam.com/>）を運用すること。
- ・災害等の緊急時には、時間に関わりなく実行委員会が指定するコンテンツを支給にアップロードする対策を講じること。
- ・定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。
- ・障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう復旧手順等を備えること。
- ・契約期間満了後、契約の相手方が変更となった場合には、ウェブサイトの切れ目ない運用が可能となるよう、速やかに後任の契約の相手方にデータ等を引き継ぐこと。
- ・おおむね四半期ごとにアクセス状況等を確認分析し、実行委員会に報告すること。

(3) その他

ア 記録写真撮影

フェスティバルの各プログラム（8プログラムを予定）の写真撮影。

※ プログラム終了後、速やかに写真データを納品すること。

※ 画像は、実行委員会に帰属するものとする。

イ 協賛等獲得業務

- ① 独自提案業務に必要な経費について、協賛金の獲得に努めること。獲得した協賛金は、追加経費を要する独自提案及び実行委員会との協議のうえ合意に至った新たな広報事業の経費に充当する。

なお、協賛者の意向により、広報宣伝に供すべき協賛金を受託事業者が収入する場合は、別途契約を締結し実施することとする。

② フェスティバル開催のため、寄付金の獲得に努めること。獲得した寄付金は寄付者の意向を確認のうえ、京都市または実行委員会が収入し、獲得した寄付金の10%を手数料として受託事業者に支出する。このときの寄付金の収受及び受託事業者への支出については、別途契約を締結するものとする。

(4) 応募者からの独自提案等

フェスティバルの趣旨等を踏まえ、上記以外の広報手法（露出が可能で適当な媒体を1つ以上提案すること。）を、追加経費の要否（要の場合はその額）も含めて提案すること。

なお、独自提案の取組等については、プロポーザル手続において契約の相手方となった者と実行委員会との協議のうえ、合意に至った内容により定める。

#### 4 留意点

(1) 各印刷物について、紙質等は実行委員会と協議のうえ決定するとともに、各業務完了後速やかにデータ（ai, PDF）で納品すること。

(2) 当該業務において納入した成果品等に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(3) 業務遂行に当たっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。また、他の業務受託者としっかり連携を行うこと。

(4) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(5) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

(6) 本業務の全部又は主たる一部を第三者に委任してはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。

(7) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。

#### 5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

#### 6 契約条件

(1) 委託金額の上限

5,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 委託金額は、「3 業務内容」に係る経費すべてを含む。

- (2) 支払い  
成果品検収後，受託者の請求により委託料を支払う。

## 7 業務報告

全ての業務終了後，業務内容のすべてを記載した業務報告書をデータ及び紙媒体で提出すること。

## 8 その他

- (1) 法令順守  
本業務は，本仕様書によるほか，関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 秘密の保持  
受託者は，本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし，又は，他の目的に使用してはならない。  
前規定は，契約が終了，又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託金額の範囲  
本業務の遂行に必要な資料，情報の収集，実施例の調査等は本業務に含む。したがって，追加費用は一切請求できない。
- (4) 委託料の減額  
契約内容の不履行が発生し，実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には，不履行が発生した業務に係る委託料を減額する。
- (5) 損害賠償  
委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は，実行委員会の責に帰すべきものを除き，全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 協議事項  
本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は，受託者は，速やかに実行委員会と協議を行うものとし，当該協議が整わないときは，実行委員会の指示するところによるものとする。
- (7) その他  
新型コロナウイルス感染症の影響により，実行委員会の予算に変動があった場合，委託金額及び業務内容を変更する可能性がある。